

平成24年4月1日

最低制限価格を定めて入札を行わない場合における低入札価格調査について

- 1 最低制限価格を定めて入札を行わない場合における低入札価格調査手順について、以下のとおり定める。
- 2 調査基準価格、失格基準価格の算出方法は以下のとおりとする。

調査基準価格【注1】

$$= \text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 8.5/10 + \text{一般管理費} \times 3/10$$

【注1】 予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。

低入札価格調査失格基準価格

=調査基準価格以下で調査基準価格の95%までの範囲の中央値となる入札額の98%の額を失格基準価格とする（単位は円止め。）。この範囲の入札が無い場合、調査基準価格と同額とする。

【注2】 「中央値となる入札額」とは、調査基準価格以下で調査基準価格の95%までの範囲の入札額を金額順に並べ、その真ん中の順位の入札額とする。なお、金額順に並べる入札の件数が偶数のときは真ん中2つの入札額の平均額とする。

- 3 開札後、低入札価格調査失格基準価格未満での入札は失格とし、失格者を除いた最低入札価格が調査基準価格を下回った場合、「保留」とし、低入札価格調査を行う。
- 4 最低入札価格について、下記の低入札価格調査失格判定基準により失格となった場合は、次順位の入札額について同様の調査を行う。
- 5 上記4の結果、「低入札価格調査を行う」と判定された場合は、「相模原市公共工事低入札価格調査取扱要領の運用基準」第4の規定により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行う。
- 6 上記4の結果、「低入札価格調査を行わない」と判定された場合は、内訳書の点検のみを行う。
- 7 判定により失格とならない場合でも、低入札価格調査または内訳書の点検により失格となる場合もある。

低入札価格調査失格判定基準

① 落札（入札） の割合	列			
	右以外の 場合	② 最低入札価格 ×1.05 以内 に3社	③ 最低入札価格 ×1.05 以内 に4社	④ 最低入札価格 ×1.05 以内 に5社以上
行	調査基準 価格未満 75%以上	低入札価格 調査を行う。	低入札価格調査を 行わない。	低入札価格調査を 行わない。
	75%未満 70%以上	失格	失格	低入札価格調査を 行わない。
	70%未満	失格	失格	低入札価格調査 を行う。

① 落札（入札）の割合は「落札（入札）率=落札（入札）価格÷予定価格」とする。

②、③及び④における業者数には最低入札価格を含む。